

福島町議会基本条例諮問会議 (平成30年度 第1回)

◆ 日 時 平成30年5月14日(月)午後3時

◆ 場 所 福島町議会 委員会室(3階)

福島町議会事務局

次 第

1 開 会

2 議長挨拶

3 辞令交付

4 出席者の自己紹介

5 会長の互選について

6 諮問内容について

7 協議事項

(1) 今後のスケジュール

(2) 諮問事項の調査審議等

ア. 議会評価（平成29年度）の検討

イ. 議会基本条例全体の検討

ウ. 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について

エ. 議会費の標準額の見直しについて

オ. 議会議員の歳費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

8 そ の 他

9 閉 会

〔出席者名簿〕

○ 諮問会議委員

氏 名	住 所	年 齢
村 山 和 治	字月崎363番地129	7 1 歳
金 澤 富 士 子	字三岳50番地7	6 2 歳
工 藤 昭 一	字館崎54番地	6 6 歳
西 田 篤 司	字福島253番地	5 0 歳
神 原 勝	札幌市	7 5 歳

○ 議 員

氏 名	住 所	年 齢
溝 部 幸 基	字福島（議長）	7 0 歳
平 野 隆 雄	字三岳（副議長）	6 9 歳
平 沼 昌 平	字吉岡（議会運営委員会委員長）	6 2 歳

○ 事務局職員

氏 名	住 所	年 齢
阿 部 憲 一	字三岳（事務局長）	5 9 歳
鍋 谷 浩 行	字福島（事務局次長）	4 6 歳
谷 藤 悟	字三岳（主査）	6 1 歳
平 野 文 子	字三岳（臨時職員）	2 9 歳

5. 会長の互選について

諮問会議条例第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により決定します。

◆諮問会議会長（ 委員）

6. 諮問内容について

諮問会議条例第2条（所掌事項）に基づき、議長から調査審議等を求められている諮問内容は次のとおりです。

① 調査審議を求める事項

- ア. 議会評価（平成29年度）の検討
- イ. 議会基本条例全体の検討

② 確認を求める事項

- ウ. 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について
- エ. 議会費の標準額の見直しについて
- オ. 議会議員の歳費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

7. 協議事項

(1) 今後のスケジュール

会議は、平成30年5月から10月までの間に3回を予定しています。

年月日	内 容	備 考
H30.5.14 (月)	<p>■第1回会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諮問内容について 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後のスケジュール (2) 諮問事項の調査審議等 <ol style="list-style-type: none"> ア. 議会評価（平成29年度）の検討 ウ. 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について エ. 議会費の標準額の見直しについて オ. 議会議員の歳費及び費用弁償に関する条例の一部改正について 3. 今後の進め方 	
H30.8.6 (月)	<p>■第2回会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回会議の確認 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項の調査審議等 <ol style="list-style-type: none"> イ. 議会基本条例全体の検討 3. 今後の進め方 	
H30.10.9 (火)	<p>■第3回会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回会議の確認 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項の調査審議等 <ol style="list-style-type: none"> イ. 議会基本条例全体の検討 (2) 答申書の確認 	
H30.11.1 (木)	<p>■答申書の提出（手交）</p>	

(2) 諮問事項の調査審議等

ア. 議会評価（平成29年度）の検討

議会で決定した「議会評価（平成29年度）」について、評価項目毎に内容を検討し、本会議としての意見をまとめていただきます。なお、まとめた意見は昨年と同じく議会だより（6月1日発行）に「諮問会議の意見」として、議会評価シートと一緒に掲載します。

□資料及び評価シート

①議会評価に関する実施指針（抜粋）

○評価の根拠

議会基本条例第17条（議会白書、議会・議員の評価）に基づき実施するものです。議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調整し、議会白書として町民に公表しています。

○評価方法

毎年4月に、別に定める評価項目に基づき1年間の活動を、「議会実態調査」等の資料を参考として、全道・全国等の水準と比較し、議会運営委員会において内容を検討した上で決定します。また、議会基本条例諮問会議へ評価結果についての意見を求めます。評価は、「概ね一定の水準にある○」、「一部水準に達していない△」、「取り組みが必要▲」の3段階とします。

②昨年度の諮問会議の意見

(1) 議会評価（平成28年度分）の検討

福島町独自の特色ある活動（一般質問等追跡調査）について、評価項目として入れるべきではないか。また、評価内容が類似している項目が見られることから次年度の評価に向けて項目の整理について検討が必要である。

以上の意見を受け、平成29年度の議会評価に当っては、主要評価項目「1. 議会の活性化」の具体的な項目に「②一般質問答弁事項等追跡調査」を新たに追加しています。また、従来の評価項目「②質疑」を「③質疑・意見交換」とし、質疑だけでなく意見交換に関するデータも含めました。

平成29年度 福島町議会の評価

評価期間：平成29年4月～平成30年3月
 評価決定：平成30年4月20日 議会運営委員会

【評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取組が必要」

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価			H29評価	摘要
		H26	H27	H28		
1. 議会の活性化	①一般質問	△	△	△	▲	昨年度に比べ質問者の延べ人数・項目数共に1件減少した。1定例会平均質問者3.3人(33.0%) (全国6.2人(51.2%) 全道4.5人(40.5%) 渡島管内4.4人(35.5%)) となっている。より、積極的な一般質問への取組が必要である。
	②一般質問答弁事項等追跡調査	/	/	/	○	本会議、予算審査及び決算審査特別委員会での一般質問等に対する町長、副町長、教育長の答弁内容に一定の指定事項を設け、追跡調査を行っている。(追跡調査件数 H28=5件、H29=2件)
	③質疑・意見交換	○	○	○	○	本会議、予算・決算審査特別委員会での審議も活発に行っている。引き続き質疑内容を充実する。 [平均質問者・件数：定例6.5人 26.8回、定例外4.4人 14.0回、委員会7人 34.0回] [平均意見交換件数：定例5人 17.5回、定例外3.4人 9回、委員会8.5人 69.0回]
	④討議・討論(本会議)	△	△	△	▲	常任委員会所管調査・事前勉強会等の実施により本会議での討議・討論は少ないものとなっているが、引き続き論点・争点を明らかにした討議・討論への取組が必要である。(H28=1件 延べ1人、H29=0件)
	⑤討議(委員会)		○	○	○	○
	⑥議員提案	○	○	○	○	一般質問項目を常任委員会で検討しているが、所管調査としての取組む事案はなかった。所管事務調査結果を行政側に手交することで議会の考えが政策等に反映されるようになっている。条例提案による政策反映に至る案件はなかった。
	⑦文書質問	△	△	△	▲	質問が特定の議員に偏っている。政策提案等に向けた文書質問への取組が必要である。(H28=実2人、5項目 H29=実3人、5項目)
2. 議会の公開度	①委員会の公開	○	○	○	○	本年度も100%公開している。委員会もライブ中継を行っている。
	②審議記録の公開	○	○	○	○	ホームページで全て公開している。
	③審議前の会議資料の公開	○	○	○	○	基本的に全て公開している。
	④議会経費の公開	○	○	○	○	決算内容を含め、交際費及び政務活動費などの詳細も全て議会日より及びHPで公開している。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	○	本会議及びホームページで公開している。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	○	ライブ中継及び録画配信を行っている。
	⑦会議公開の充実(ライブ中継)	○	○	○	○	適宜、配信機器の更新を実施し、鮮明な映像配信を行っている。また、町民からの要望に応え、スマートフォンでの視聴も可能としている。 (録画配信のみ) 全道=73議会
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	○	議論状況や内容をより分かりやすくまとめ、質疑等の掲載も充実させた。H28年6月発行分からは文字サイズを拡大している。 全道=単独発行121議会
	②議会ホームページの運用	○	○	○	○	H28年3月より議会ホームページをリニューアルした。引き続き、迅速な公開に努める。全道HP=124議会
4. 住民参加度	①各種団体との懇談会の開催(常任委員会の活動)	△	△	△	▲	テーマと開催方法(住民主催等)を工夫した取組が必要である。 [懇談会：H27=0回、H28=2回、H29=2回、出前議会：H24=1回]
	②町民と議員との懇談会の開催	○	○	○	○	H29は議員を3班に分け町内会単位で実施した。引き続き懇談内容の充実への取組が必要である。 (H28=6日間・18会場124人、H29=6日間・18会場103人) 全道=65議会
	③参画者への対応と参加度	○	○	○	○	参画者にも同様の資料を用意している。討議への参画が課題である。 (H28=定例15人、平均3.8人 定例外8人、平均1.3人) (H29=定例18人、平均4.5人 定例外8人、平均1.6人) (全道平均=定例11.7人、定例外1.1人)
	④休日・夜間議会の開催	○	○	○	○	H19から夜間議会を開催している。休日議会は未実施である。 (参画者 H28=8人、H29=6人) 全道=夜間4議会、休日7議会

※1「討論」とは、議会の本会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対の議員個々の意思を表明すること。

主 要 評 価 項 目	具体的な項目	過去3年間の評価			H29 評 価	摘 要
		H26	H27	H28		
5. 議会の 民主度	①一般質問の一問一答方式	○	○	○	○	一問一答方式を実施している (H12)。 全道=114議会 質問回数と時間制限の規定を廃止している (H20)。 全道=9議会
	②説明員との対面方式	○	○	○	○	庁舎建設時から実施している (H6)。 全道=127議会
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	○	実施済み (H13.9)。 質問に関する的確な (漏れや補足答弁を必要としない) 通告書、答弁書となるように改善していくことが必要である。
6. 議会の 監視度	①長との適正な関係の維持	○	○	○	○	福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例を制定して (H20)、町長との適正な緊張関係を維持している。
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	○	事前協議となるような執行者からの要請による開催はしない。
	③議会権能 (けん制・批判・監視等) の適切な遂行	○	○	○	○	定例会毎に議会運営等に係る反省点を洗い出し行政側に説明し文書を手交している。又、常任委員会で取りまとめた調査意見を行政側に手交し説明することで委員会の意向が政策に反映されるようになった。
7. 議会の 専門度	①所管事務調査の充実強化	○	○	○	○	常任委員会の所管事務調査は論点・争点を整理し委員間で討議し意見をまとめている。委員会の意見が政策に反映されるよう、調査意見を行政側に手交し説明している。 [H29調査件数21件]
	②政策立案・審議能力の向上強化	○	○	○	○	各常任委員会における条例の制定・改正等について、議会として町民の利益になるような修正意見を提言している。 ・福島町定住促進住宅基本計画及び建設用地取得について ・福島町郷土資料館 (仮称) の設置について ・公共的団体の総合調整について ・いじめ防止条例の制定について ・福島版営農モデルについて 等
	③議決権範囲の拡大	○	○	○	○	町の主要計画を議決対象としたことで、各計画が広く認識され内容の充実に繋がっている。平成28年度に見直しを行っており現在の議決主要計画は11件となっている。
8. 事務局 の充実 度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○	○	議場映像設備 (H27)、議場等音響設備 (H28) の更新を行うなど、設備の適正管理により映像配信等の精度向上が図られている。
	②事務局の充実強化	○	○	○	○	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集、法務能力の向上などに取り組んでいる。体制は正職員3人、臨時1人で充実している。
9. 適正な 議会機 能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	○	法定となっている都市計画審議会、青少年問題協議会のみ就任している。
	②適正な議会経費	○	○	○	○	諮問会議の答申を踏まえ、適正な議会活動費の基準となる標準額を決定した。 (標準額=3,184千円・H28決算見込額=3,137千円)
	③議会の自主性強化	○	○	○	○	「議会基本条例見直し検討による行動計画」に基づき課題に取り組んでいる。
	④議会付属機関の設置	○	○	○	○	福島町議会基本条例諮問会議を設置し毎年度数項目を諮問し、それぞれ答申を受け議会活動に反映している。
	⑤系統議長会の体制整備	○	○	○	○	道議長会に対し、町村議会が利用しやすいホームページへの見直しを要望している。(資料提供、道内の町村議会のリンク等)
10. 研修活 動の充 実強化	①研修の効率的な取組み	○	○	○	○	本会議等の事前勉強会を実施し議案等の要点や問題点を確認している。議員研修会の報告会を開催し情報共有を図っている。また、町が進めている事業等に関連して千葉県香取市 (伊能忠敬翁記念館)、東京都 (第二青函トンネル構想) を視察研修している。

イ. 議会基本条例全体の検討

※検討は次回（8月6日開催予定）となります。

ウ. 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認

議会では、平成23年11月17日に答申を受けた「議会基本条例全体の検討について」を踏まえて、「福島町議会基本条例見直し検討による行動計画書」を策定し、平成24年から随時、行動計画に取り組んでいるところです。

また、平成27年度にはこれまでの取り組み状況を議会運営委員会において検証し、又、諮問会議からの答申を受け、平成28年度以降の行動計画を策定しております。

平成29年度の取り組み状況を纏めましたので内容について確認していただきます。

別冊参照。

エ. 議会費の標準額の見直し検討

議会では、議会基本条例第13条（適正な議会費の確立）において「議会は、議会費について、町長との二元代表民主制の一方としての立場から、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す。」と定め、同条項に基づいて「議会費の標準額」を決定しています。

現在の「議会費の標準額（表1）」は、平成24年度の当諮問会議による調査検討を経て決定したものです。決定から5年経過し、その間「標準の対象とした費目」の算定根拠となる条例等の改正や、議場施設等の更新など新たな経費が発生していることから、現状に合った「標準とすべき額」とすべく金額の見直しをする必要があると考え、議会として見直し案（表2）を作成しましたので内容について確認して頂きます。

(1) 見直し内容について

平成24年度の諮問会議における調査検討では、議会費を4区分（A：条例等があり算定基準があるもの、B：条例等はあるが算定基準がないもの、C：条例等はないが算定基準があるもの、D：条例等はなく算定基準もないもの）に分け、このうち議会費の95%以上を占める歳費、人件費等（区分A・B）については、裁量性に乏しく議会活動費の標準として馴染まないことから対象とせず、比較的裁量に幅のある費目（区分C・D）について適正な議会活動を維持するための必要最小限の額として「議会費の標準額」を決定しています。今回の見直しにあたっては、適正な議会活動を維持するための必要最小限の額を基準額とした前回検討結果はそのままとし、新たに発生した経費（施設改修費等）については、経常的な経費ではないことから「区分E」として対象費目とはせず、条例等の改正による日当等の増額分を含めた平成30年度当初予算の額を「標準とすべき額」としました。

表1 議会費の標準額

標準の対象とする費目	標準とすべき額	備考
政務調査費、専門的審査・調査謝金、委員旅費、普通旅費、視察研修旅費、職員旅費、同行旅費、交際費、消耗品費、追録代、購料、食糧費、図書代、議会だより印刷製本費、インターネットサーバスペース使用料、議会インターネット中継回線利用料	3, 184 千円	左記費目は平成24年度当初予算によるものであること。 新たに生じる費目は表1の区分に準じ判断すること。

表2 議会費の標準額（見直し案）

標準の対象とする費目	標準とすべき額	備考
政務活動費、専門的審査・調査謝金、委員旅費、普通旅費、視察研修旅費、職員旅費、同行旅費、交際費、消耗品費、追録代、購料、食糧費、図書代、議会だより印刷製本費、インターネットサーバスペース使用料、議会インターネット中継回線利用料	4, 355 千円	左記費目は平成30年度当初予算によるものであること。 新たに生じる費目は表1の区分に準じ判断すること。

別表 1

○平成24年度と平成30年度における議会費の算定内訳

区分A：条例等があり算定根拠があるもの 区分B：条例等はあるが算定基準がないもの
 区分C：条例等はないが算定根拠があるもの 区分D：条例等はなく算定基準もないもの (区分E：施設投資的経費)

(単位：千円)

区分	費目	平成24年度		平成30年度		対H24比
		予算額	算定内訳等	予算額	算定内訳等	
A	議員歳費等	42,517	議員11人 歳費22,284、期末手当7,902、共済費等負担金12,331	43,629	議員10人 歳費24,456、期末手当10,313、共済費等負担金8,860	1,112
A	職員給与費	25,559	職員3人 給料11,975、職員手当6,575、共済費7,009	23,630	職員3人 給料11,893、職員手当6,054、共済費5,683	-1,929
C	政務活動費(旧政務調査費) 注1	660	議員11人 1人月額5,000円(年間6万円)	1,200	議員10人 1人月額10,000円(年間12万円)	540
A	諮問会議委員報酬等	60	委員5人 月額3,000円×3回×5人=45,000円 費用弁償 1回1,000円×3回×5人=15,000円	87	委員5人 月額5,000円×3回×5人=75,000円 費用弁償 1回1,000円×3回×4人=12,000円	27
D	専門的審査・調査謝金	100	専門的事項に係る調査(1回の開催予定) (H23は江藤俊昭氏=総計画に関する研修)	100	専門的事項に係る調査(1回の開催予定)	0
C	委員旅費	93	諮問委員(専門委員分) 札幌・函館間 30,980円×3回=92,940円	101	諮問委員(専門委員分) 札幌・函館間 33,460円×3回=100,380円	8
C	普通旅費	587	議員11人 東京4回、札幌3回、函館近郊16回	707	議員10人 東京6回、札幌5回、函館近郊3回	120
C	視察研修旅費	408	議員11人 東京1回、札幌2回、道内1回、道外1回、函館近郊1回	573	議員10人 東京1回、札幌2回、道外2回、函館近郊1回	165
C	職員旅費	90	職員3人 函館2回、札幌3回、松前1回、送迎3回	160	職員3人 函館近郊3回、札幌4回、送迎3回	70
C	同行旅費	73	職員3人 札幌1回、北斗1回、道内1回	107	職員3人 札幌1回、北斗1回、道外1回	34
D	交際費	150	議長交際費(前年同額)	200	議長交際費(前年同額)	50
D	消耗品費	250	コピーキット226,800円、CD-R3,200円、 DVD-R3,150円、写真用紙16,000円	300	コピーキット233,280円 外	50
D	追録代	11	地方議会運営質疑応答集 外	11	地方議会運営質疑応答集 外	0
D	購読料	38	地方議会人 外	33	地方議会人 外	-5
D	食糧費	25	会議等お茶代(前年同額)	15	会議等お茶代(前年同額)	-10
D	図書代	15	新版逐条地方自治六法(第6次改訂版)	0	皆減	-15
A	管内議長会等負担金	371	議員11人 渡島町村議会議長会、需要割162,700円、 均等割187,000円、その他負担金20,000円	359	議員10人 渡島町村議会議長会 需要割166,600円、均等割192,000円	-12
A	議員公務災害補償組合 負担金	76	議員11人 月額6,900円×11人=75,900円	69	議員10人 月額6,900円×10人=69,000円	-7
A	四町議員連絡協議会負 担金	88	議員11人 均等割60,000円+定数割27,500円=87,500円	115	議員10人 均等割60,000円、定数割25,000円、研修負担金 30,000円	27
D	臨時職員賃金等 注2	2,457	臨時職員1人(会議録反訳等) 賃金1,902、社会保険料等555	2,706	臨時職員1人(会議録反訳等) 賃金2,098千円、社会保険料等608千円	249
D	議会だより印刷製本費	453	1.9円×21頁×2,450部×年4回×1.05=410,571円 カラー代42,000円	686	2.14円×26.5頁×2,400部×年4回×1.08=587,969円 カラー代97,200円	233
D	インターネットサーバ スペース使用料	76	議会ホームページ 5,985円×12月+3,500円=75,320円	40	議会ホームページ (2,780円×12月+3,500円)×1.08=39,809円	-36
D	議会インターネット中 継回線利用料	155	議会ライブ中継・録画配信 12,852円×12月=154,224円	122	議会ライブ中継・録画配信 (9,400円×12月)×1.08=121,824円	-33
	小計	74,312		74,950		638
E	議会中継システム更新 事業費			1,106	備荒資金組合償還金 上期553,1048円+下期552,828円=1,105,932円	1,106
E	議場等音響設備更新事 業費			3,221	備荒資金組合償還金 上期1,610,818円+下期1,610,015円=3,220,833円	3,221
	小計	0		4,327		4,327
	合計	74,312		79,277		4,965
		3,184		4,355		1,171

注1 政務活動費については、条例等あり本来「区分A」となりますが、当時の諮問会議での審議において、当該経費については管内で当町だけが導入して
いた経費であり、額の決定にあたっては裁量性が強いことから「区分C」として標準額に含めたものです。

注2 臨時職員賃金等については、採用に関しては条例等はなく「区分D」に分けられますが、経費としては人件費であり諮問会議の審議において裁量性が乏
しいとして標準額に含まないものとしたものです。

別表2

○議会費の費目別年度別予算内訳

(単位：千円)

区分	費目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	対H24比
A	議員歳費等	42,517	41,313	41,503	44,175	39,842	43,736	43,629	1,112
A	職員給与費	25,559	25,715	25,472	23,980	25,065	23,783	23,630	-1,929
C	政務調査費	660	660	660	350	1,200	1,200	1,200	540
A	諮問会議委員報酬等	60	60	60	57	57	87	87	27
D	専門的審査・調査謝金	100	100	100	100	100	100	100	0
C	委員旅費	93	93	93	96	100	101	101	8
C	普通旅費	587	604	609	609	674	730	707	120
C	視察研修旅費	408	381	450	285	657	673	573	165
C	職員旅費	90	109	109	138	172	160	160	70
C	同行旅費	73	39	51	27	229	134	107	34
D	交際費	150	150	150	150	150	200	200	50
D	消耗品費	250	249	255	255	262	275	300	50
D	追録代	11	14	18	18	12	12	11	0
D	購読料	38	39	39	39	40	27	33	-5
D	食糧費	25	25	25	15	15	15	15	-10
D	図書代	15	0	0	0	0	0	0	-15
A	管内議長会等負担金	371	368	368	371	371	370	359	-12
A	議員公務災害補償組合負担金	76	76	76	76	69	69	69	-7
A	四町議員連絡協議会負担金	88	88	88	88	85	85	115	27
D	臨時職員賃金等	2,457	2,445	2,451	2,469	2,544	2,542	2,706	249
D	議会だより印刷製本費	453	453	595	595	664	675	686	233
D	インターネットサーバスペース使用料	76	76	40	40	40	40	40	-36
D	議会インターネット中継回線利用料	155	155	111	117	122	122	122	-33
	小計	74,312	73,212	73,323	74,050	72,470	75,136	74,950	638
E	ファクシミリ購入費				306				0
E	議会中継システム更新事業費				9	1,110	1,108	1,106	1,106
E	議場等音響設備更新事業費					16	3,229	3,221	3,221
									0
	小計	0	0	0	315	1,126	4,337	4,327	4,327
	合計	74,312	73,212	73,323	74,365	73,596	79,473	79,277	4,965
	議会費標準額	3,184	3,147	3,305	2,834	4,437	4,464	4,355	1,171

◇参考 改正された関連条例等

①福島町政務活動費の交付に関する条例【H28.4.1施行】

改正内容：政務活動費の月額を、改正前 月額5,000円→改正後 月額10,000円

②議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例【H28.4.1施行】

改正内容：出張に係る日当を、改正前 1日1,000円→改正後 1日2,000円

③議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例【H28.10.1施行】

改正内容：出張に係る宿泊料を、改正前 11,800円→改正後 甲地方14,800円、乙地方 11,800円

※②③については、職員の旅費に関する条例も同様に改正されています。

オ. 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

議会議員の期末手当については、特別職の改正に合わせ平成28年度定例会1月会議で支給月数を「4.30月」に引き上げておりますが、平成29年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与引き上げが決定されたことに応じて、町一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「0.1ヵ月」引き上げ、現行の「4.30月」から「4.40月」に改定、特別職の期末手当についても一般職と同じ内容の改正を今議会に提案していることから、議会議員の期末手当についても、特別職と同様に年間「4.40月」に引き上げる改正を行うものです。

2 改正の内容について

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の207.5、12月に支給する場合において100分の222.5を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(歳費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の212.5、12月に支給する場合において100分の227.5を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

3. 施行期日について

この条例は、交付の日から施行し、平成29年12月1日から適用します。
ただし、平成29年12月期末手当については、「2.275月」を「2.325月」とします。

4. 参考資料

①渡島管内（函館市・北斗市除く）議会議員の期末手当支給率状況について

平成30年4月1日現在(単位:%)

区 分	支 給 率			適用年月日
	6月	12月	計	
福島町	2.125	2.275	4.400	H30. 4. 1
松前町	2.125	2.275	4.400	H30. 4. 1
知内町	—	4.400	4.400	H30. 4. 1
木古内町	2.000	2.400	4.400	H30. 4. 1
七飯町	1.300	3.000	4.300	H12. 4. 1
鹿部町	1.000	3.000	4.000	H17. 4. 1
森 町	1.000	2.650	3.650	H19. 4. 1
八雲町	2.125	2.275	4.400	H30. 4. 1
長万部町	1.150	3.150	4.300	H17.12. 1

②改正による議員歳費影響額について（議員10名分）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
期末手当	2,038千円×1.15×4.3ヵ月 =10,077,910円	2,038千円×1.15×4.4ヵ月 = 10,312,280円	234,370円

③改正による影響額（特別職3名分）について

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
手 当	1,880千円×1.15×4.3ヵ月 =9,296,600円	1,880千円×1.15×4.4ヵ月 = 9,512,800円	216,200円

8. その他

○次回開催日 平成30年8月6日（月） 午後3時より